

# いながわ桜まつり出店要領

出店希望者は、下記内容に**必ず目を通し同意の上、平成30年12月28日(金)までに**、いながわ桜まつり実行委員会事務局(猪名川町商工会)へ出店申込書をご提出ください。

## 1. 開催日

平成31年4月6日(土) 10:00~16:00

小雨決行・強雨強風中止 ※延期なし

## 2. 出店できる団体

- ① 猪名川町商工会会員及び猪名川町観光協会会員
- ② 町内で文化、芸術、スポーツ及び奉仕活動をする団体  
(営利を目的とする団体、法人及び個人の参加はできません)
- ③ 県、町等の行政機関並びに公共的機関・団体等
- ④ その他主催者が特別に認めたもの

※①~④ともに、**名義貸しは一切不可** 判明した場合は退店していただきます。

## 3. 出店説明会

申込後、いながわ桜まつり実行委員会より出店承諾された者は、**3月上旬に開催される説明会に必ずご出席ください。**(日時未定 後日通知します)

## 4. 出店料 テント1張 6,000円 (道路占有料 2,000円含)

電気使用料 2,000円

(奥行 3.5m × 幅 5.3m ただし奥行の一部は植栽帯にかかります)

※**3方横幕・机・イス**は付属していません(別途有料にて実行委員会で準備可能)

## 5. 出店場所 いながわ桜まつり会場内仮設テント(町道原広根線 原交差点-上田尻橋間)

の出店場所は、使用設備(電気)等の内容を伺ったのち、各種書類提出時にエリア抽選を行い、その後警察協議等を踏まえ、最終的に実行委員会で協議・調整して配置いたしますので、予めご了承ください。

## 6. 搬入出等に関して(予定)

イベント当日の荷物車両の搬入は**8:00開始**、イベント終了後の搬出は**16:50開始**  
**(それぞれ20分前に松尾台小学校駐車場集合)**を予定しております。

搬入車両は原則**1台**(事前申請により2台目も可(軽自動車のみ)。事務局協議要。)

**テント前での搬入搬出時間は30分以内**をお願いします。

会場内での事故につきましては一切責任を負いませんので十分にご注意ください。

車両のフロントガラスには必ず**出店許可証**をご掲示ください。(出店説明会にて配布)

イベント時間内に販売を終了した場合も、**16:00前に撤収作業を行わないでください。**

まつりの一体的な盛り上げにご協力ください。

## 7. その他

- ① 飲食店等の営業者または従業員等が、その営業行為の延長として出店し、出店先で調理製造し販売する場合、もしくは飲食店等でなくても1年に2回以上出店し、出店先で調理・製造し販売する場合は「露店形態による営業許可証の写し」が必要となります。（詳細、後頁の「いながわ桜まつりに出店をお考えの事業者様へ」）
- ② 主催者側でまとめて保健所への臨時営業許可申請をします。**飲食物を提供する出店者は次頁の「臨時出店における注意事項について」に必ずお目通しください。**  
※出店者には出店申込時に「臨時出店届」の用紙をお渡ししますので、ご提出願います。  
この届出書に**未記入の品目を販売することはできません。**  
**出店内容により保健所から指導等が入ることがあります。**  
**衛生責任者2名**を実行委員会事務局(猪名川町商工会)まで報告いただきます。
- ③ **飲食物の現地調理・製造をする場合は、衛生確保のためテントに3方横幕が必要**となります。必要な方は実行委員会にお申込み（実費 4,000 円）いただくか、各店ご用意ください。横幕の設置がない場合は保健所からの出店許可がありません。
- ④ **食品表示法の改正**がありました。飲食物を販売する出店者は「**フタや封をされる容器で販売する場合の食品表示について**」によく目を通し、適宜ご対応ください。
- ⑤ 飲料・調理用の水は用意ができませんので、各店ポリタンク等をご準備ください。
- ⑥ **テント前に各店ごみ箱を設置ください。**  
出店者から出る段ボール等の大きなごみは、閉店時にお持ち帰りください。
- ⑦ **ビンごみの出る品目は販売禁止とします。**  
(ラムネはプラスチック容器のものであってもビー玉がガラスなので販売禁止)
- ⑧ 汚水は必ず貯め置きし、イベント終了後に持ち帰りください。  
**田んぼや用水路への投棄は厳禁**です。
- ⑨ タバコは指定の喫煙コーナーをご利用ください。**テント裏での喫煙は厳禁**です。
- ⑩ **アルコール類の販売は、会員事業所かつ普段の営業において酒類を提供している飲食業者に限り**ます。
- ⑪ 電源は**原則 1 テント 1500W までとします。**  
(出店内容によりそれ以上になる場合は、お申込時に事務局まで要相談)
- ⑫ LP プロパンガスボンベを利用される店は、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」に基づく手続きが必要となります。
- ⑬ 町火災予防条例により、**火気等を扱う出店者は消火器の設置が必要**になります。  
(※容器赤色の粉末消火器でホースのついたもの。サイズは6型～10型。10型が最も望ましい。)
- ⑭ 暴力団排除条例関係の書類を、事前に警察へ提出します。出店事業所には用紙をお渡しいたしますので、ご提出願います。
- ⑮ その他定めのない事項については、主催者の指示に従ってください。  
**以上の項目を守らず主催者が悪質と判断した場合は、今後の出店をお断りする場合があります。**